

例 言

- 1 この調査は、調査票を都道府県農業協同組合主管課を通じて総合農協へ配付、回収し、農林水産省において取りまとめたもので、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の一事業年度について、組織、財務及び事業の状況を調査したもので、時点に関するものは各組合の事業年度末現在である。
- 2 平成29年3月31日現在の総合農協は679組合である。しかしながら、その中には事業停止等の総合農協があるため調査対象総合農協は661組合となり、調査票を集計できた総合農協も同じく661組合となった。
- 3 この調査は、組合の事業年度が12か月のものの結果であるが、合併あるいは定款変更に基づき事業年度を変更したことにより過渡的に一事業年度が12か月に満たない場合には、調査票を記入するに当たって事業量等を便宜上12か月間にして記載した。
- 4 この統計表に用いた平成23、24、25、26、27年度の数字は、平成23、24、25、26、27事業年度総合農協統計表から引用した。
- 5 この統計表の一組合当たり平均は、各集計数値を原則として集計組合数である661で除したものである。
- 6 この統計表における単位については、その都度当該表に記してあるとおりであるが、金額の単位については、職員給与に関するものの一部、度数分布の級区分及び共済金額の単位など、千円単位でないものもある。
- 7 この統計表に用いた略号は次のとおりである。
 - 「－」：事実不詳又は該当がないもの
 - 「▲」：負数であるもの
 - 「X」：団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
- 8 説明を要するものについては、その都度欄外に脚注を設けてあるので、当該数字を利用する場合には必ず参照されたい。

総合農協…信用事業を行う農協（平成8年3月末より信用事業を行う専門農協については総合農協に含める。また、平成29年3月末より、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号）（以下「再編強化法」という）第42条第1項に基づき、信用事業の譲渡を行い業務の代理を行っている農協を総合農協に含める。）